

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局
【提出日】	2019年2月25日
【会社名】	北川工業株式会社
【英訳名】	KITAGAWA INDUSTRIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北川 清登
【本店の所在の場所】	愛知県稲沢市目比町東折戸695番地1
【電話番号】	(0587)34-3561
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 鈴木 浩一
【最寄りの連絡場所】	愛知県稲沢市目比町東折戸695番地1
【電話番号】	(0587)34-3011
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 鈴木 浩一
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2019年2月22日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年2月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下を内容とする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式335,449株を1株に併合いたします。

株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2019年3月27日

効力発生日における発行可能株式総数

104株

第2号議案 定款の一部変更の件

本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である2019年3月27日に当社株式の発行可能株式総数は104株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は26株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

第3号議案 剰余金の処分の件

自己株式の消却に対応するために別途積立金のうち7,000,000,000円を繰越利益剰余金に振替するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	85,705	0	0	（注）1	可決 100.0
第2号議案	85,705	0	0	（注）1	可決 100.0
第3号議案	85,705	0	0	（注）2	可決 100.0

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

3．賛成の割合の計算方法は、本株主総会前日までに事前行使された議決権の数と株主総会当日出席した株主の議決権の合計に対する、各議案に関して賛成の議決権の数の割合であります。

以上